

告示第 12 号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）の規定に基づき、仙塩広域都市計画区域の内、塩竈市の用途地域の指定のない区域（市街化調整区域）内における建築物に係る制限を次のように定め、平成16年4月1日から施行する。

平成16年2月25日

塩竈市長 佐藤 昭



区 域	法第52条第1項第6号の規定に基づく 数値 (容積率)	法第52条第2項第3号の規定に基づき 区域を指定して定める数値 (道幅容積制限)	法第53条第1項第6号の規定に基づく 数値 (建ぺい率)	法第56条第1項・法別表第3(に)欄5の項に基づく 数値 (道路斜線の勾配)	法第56条第1項第2号二の規定に基づく 数値 (隣地斜線の勾配)
市街化調整区域の 全域	10分の20	10分の4	10分の7	1.5	1.25

なお、その関係図面は省略し、塩竈市建設部建築課に備え置いて一般の縦覧に供する。